

11 | 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程卒業延期取扱基準

平成 29 年 4 月 1 日現在

I
学籍・学費
事務手続

II
教育課程

III
学習方法

IV
Web の
利用

V
学生生活

VI
学習支援

VII
進路

VIII
組織

IX
資料

(卒業延期の定義)

第 1 条 卒業判定において、当該年度末までに卒業要件を満たすことはできないが、次年度 9 月 30 日までに卒業要件を満たしうると判断される者について下される判定を「卒業延期」とし、次年度の在学期間を 6 ヶ月間として、卒業要件を満たした場合は、9 月 30 日付卒業とする。

(卒業延期の判定を受ける対象)

第 2 条 卒業延期の対象となる者は、卒業申請書を提出し、卒業制作提出条件審査に合格した者で、当該年度末までに卒業要件を満たすことはできないが、次年度 9 月 30 日までに卒業要件を満たしうると判断される者とする。

- 2 前項における「卒業要件を満たしうると判断される者」とは、卒業所要単位数に欠ける単位数が、卒業所要単位数 (124 単位) から卒業制作提出条件審査基準単位数 (108 単位) を減じた 16 単位以下である者とする。その場合、16 単位の内訳は卒業所要単位を満たすものであれば科目を問わない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号により、次年度 9 月 30 日までに卒業所要単位を満たすことが不可能であることが確実な場合は、「卒業要件を満たしうると判断される者」とはしない。
 - (1) 必修科目の面接授業が次年度 8 月 31 日までの間に開講されておらず、当該科目の単位を修得できないことが明らかな場合。
 - (2) 必修科目の面接授業開講日程が重複しており、次年度 8 月 31 日までに卒業所要単位を修得できないことがあきららかな場合。
 - (3) 8 月 31 日までに科目試験を受験できないことが明らかな場合。
 - (4) 科目区分ごとの卒業所要単位に満たない単位数が 16 単位を超える場合。

(修得した卒業制作単位の取扱い)

第 3 条 卒業延期となった者が判定当該年度に「卒業制作」の単位を修得している場合は、次年度に再度「卒業制作」を履修する必要はない。

- 2 卒業制作の面接授業に合格している場合は、次年度においては通信授業のみ受講するものとする。講評 (卒業試験) は別途日時を設定して行うものとする。
- 3 卒業制作が講評 (卒業試験) において「不合格」となった場合は、次年度においては前項と同様の扱いとする。

(卒業延期期間の履修単位数)

第 4 条 卒業延期を受けた次年度に履修登録できる単位数は、40 単位を上限とする。

(9 月の卒業判定を受けるための学修報告提出期限)

第 5 条 9 月 30 日付卒業の判定にかかわる学修報告の提出期限は 8 月 31 日とする。9 月 1 日以降に提出された学修報告は卒業判定に関連しない。

- 2 前項の卒業判定にかかわる学修報告が「不合格」となった場合、8 月 31 日までならば再提出することができる。ただし、再提出した学修報告の評価が 9 月 1 日以降に「不合格」となった場合は、卒業判定にかかわる学修報告として再々提出をすることはできない。

(9 月の卒業判定会議)

第 6 条 9 月 30 日付卒業にかかわる卒業判定会議は、9 月に行われる教授会とする。

- 2 前項の教授会において、保留科目があり「卒業保留」の判定を受けた者が、判定会議以降 9 月 30 日までに保留科目に合格した場合、10 月の教授会において再度卒業判定を行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、9 月 30 日までに保留科目に合格しなかった場合は、教授会の判定審議を待たずに自動的に「留年」の扱いとする。
- 4 卒業判定において「不合格」となった場合は、すみやかに後期分学費を納入し、さらに半年間の学籍を継続しなければならない。
- 5 前項の場合、学籍を継続して卒業所要単位を満たした場合の卒業は、当該年度の 3 月 31 日付卒業と

なる。

(卒業延期期間の学費)

第7条 卒業延期の判定を受けた者は次年度の前期分の学費を納めなくてはならない。

2 卒業延期の判定を受けた者が、9月の卒業判定会議において不合格となった場合は、すみやかに後期の学費を納入しなければならない。この場合の学費納入期限は10月31日とする。

(改廃)

第8条 この基準の改廃は、教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この取扱基準は、平成15年10月1日より施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。